

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和2年 10月10日	令和2年 10月26日	・令和2年6月5日開催 市選挙管理委員会議（定例）議事録 ・令和2年7月17日開催 市選挙管理委員会議（定例）議事録 ・令和2年8月17日開催 市選挙管理委員会議（定例）議事録 ・令和2年9月7日開催 市選挙管理委員会議（定例）議事録	公開	号	行政委員会事務局	選挙課
令和2年 10月17日	令和2年 11月2日	大阪市廃止・特別区設置住民投票の告示日以降にも「松井一郎（大阪市長）」名義のTwitterのアカウントで、「スタッフより」の添え書きはあるものの、住民投票の賛成を呼び掛ける投稿がなされているところである（当該URLの一例を下記に示す。） ①市選挙管理委員会において、公職である市長の役職名義のアカウントで告示日以降に賛成を呼び掛けることについて、市の条例や投票活動の公平性の観点から、その妥当性や適切性を検討した一切の文書、ならびにその判断材料となった一切の文書。 ②市選挙管理委員会が松井氏に提示した、告示日以降でも当該アカウントから発信（単純な投稿以外にも、リツイート、リプライ、引用リプライ、「いいね」も含む）を可能な情報の基準を示した文書（例：ガイドライン）。 対象投稿の一例 https://twitter.com/gogoichiro/status/1316552867285626880（2020年10月15日午前10:33投稿）	不存在	号	行政委員会事務局	選挙課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和2年 10月18日	令和2年 11月2日	「大阪市を廃止し特別区を設置することについての投票」に伴い、令和2年11月1日まで①市長会見のライブ中継、②市長の過去の会見動画配信、③特別区設置協定書の住民説明会の動画配信、が自粛されている。 この、動画配信を自粛すること、ならびに自粛の告知（告知の時期を含む）に関して、市選挙管理委員会が作成・保有する一切の文書。 文書の種類は、たとえば、決裁文書、検討資料、市長に報告をした文書（メールを含む）など。	不存在	号	行政委員会事務局	選挙課
令和2年 10月19日	令和2年 10月30日	職員団体登録簿	公開	号	行政委員会事務局	任用調査課
令和2年 10月19日	令和2年 10月30日	人事委員会に登録している職員団体の電話番号、FAX番号、メールアドレス	不存在	号	行政委員会事務局	任用調査課
令和2年 10月21日	令和2年 11月4日	・令和2年9月9日締結 大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく住民投票投票案内状等作製業務委託にかかる業務委託契約書 ・令和2年9月9日付 大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく住民投票投票案内状等作製業務委託にかかる見積書	部分公開	1 2 号	行政委員会事務局	選挙課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和2年 10月23日	令和2年 11月6日	職務専念義務免除についての大阪市人事委員会からの回答 (2020年2月28日起案)に係る件 公開されたこの公文書は、大阪市人事委員会からの大阪市教委への回答であるがこの文面には一切文科省の2月28日の通知された内容に係る記載ない。時間的にも2月27日に大阪市教委から大阪市人事委に照会があり28日に回答している。文科省の2月28日の通知を大阪市の人事委員会は見たうえで「異議ない」としたのかを、開示の説明者(教職員給与・厚生Gの係長)に尋ねたところ、大阪市教委から2月28日の文科省通知は大阪市人事委員会には送付してはいないとのこと。大阪市人事委員会が2月28日の人事委員会通知を入手してそれも検討したうえで「異議なし」としたのか否かについて、大阪市人事委員会の得た2月28日以降の文科省からの教職員の服務に関わる通知や事務連絡を入手したものの開示。また大阪市人事委員会がそれらの教職員の含みに関する通知や事務連絡を入手していたとしたら、それをどのように検討したのかが分かる公文書を開示されたい。	不存在	号	行政委員会 事務局	任用調査課
令和2年 10月26日	令和2年 11月6日	・令和2年9月23日付 大阪市を廃止し特別区を設置することについての投票における新型コロナウイルス感染症対策について(通知) ・投票所における検温について(上記参考資料)	公開	号	行政委員会 事務局	選挙課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和2年 10月28日	令和2年 11月6日	橋下徹氏が「住民投票直前に、最大の争点について、大阪都構想に不利な形で在阪メディアが大誤報をしでかした。都構想が可決されればそれでいいが、否決されれば住民投票は無効だろう。」と投稿をしたところ（※）、住民投票において、事前に選挙管理委員会が想定し定めている、投票結果が無効となる条件が分かる一切の文書。なお、求めている文書は住民投票の結果が否決の場合に限定するものではなく、可決、否決いずれの場合のものも開示をいたしたい。 ※当該投稿 https://twitter.com/hashimoto_lo/status/1321199985229131776 2020年10月28日 午前6:19投稿	不存在	号	行政委員会 事務局	選挙課